関係所属長　殿

県民発第124号
令和５年４月13日
５年保存（口訓）
本　　部　　長

個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護委員会からの権限の委任に関する対応について（通達乙）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）の規定により個人情報保護委員会から事業所管大臣に権限が委任された個人情報取扱事業者等への対応については、別添「個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護委員会からの権限の委任に関する対応について（通達）」（令和５年３月28日警察庁丙総発第７号）のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。